



SMTB年金ニュース



(平成25年12月13日)

三井住友信託銀行 年金企画部

平成26年度税制改正大綱について（企業年金関係）

平成25年12月12日、自民・公明両党から「[平成26年度税制改正大綱](#)」（以下「大綱」といいます。）が発表されました。

大綱の中の企業年金に関連する事項についてご案内申し上げます。

なお、今後大綱に沿った税制改正法案が次期通常国会（例年1月に召集されます。）に提出され、審議が行われることとなります。施行時期等の詳細につきましては、当該改正法案等の内容により判明いたします。

◎ 平成26年度税制改正の具体的内容について（企業年金関係）

(1) 特別法人税の課税凍結期限の延長

第二 平成26年度税制改正の具体的内容

II 年末での決定事項

三 法人課税

8 その他の租税特別措置等

(国税)

〔延長〕

(13) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

(2) 企業型確定拠出年金における拠出限度額の引上げ

第二 平成26年度税制改正の具体的内容

II 年末での決定事項

一 個人所得課税

5 その他

(国税)

(5) 企業型確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

(現行)

(改正案)

① 他の企業年金がない場合

月額5.1万円

月額5.5万円

② 他の企業年金がある場合

月額2.55万円

月額2.75万円

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 【電話番号】03-6256-3581